

学校感染症による「出席停止報告書」

三重県立特別支援学校東紀州くろしお学園

学校では学校保健安全法により、裏面の感染症にかかった場合は、本人の休養と他の児童への感染を防ぐため、出席停止になります。（欠席扱いにはなりません。）

お子様がこれらの感染症にかかったと思われる場合は、病院を受診していただき、受診結果を学校に連絡してください。医師の診断を受け、下記項目を医師もしくは保護者の方で、記入していただき、登校時に学校へご提出ください。

令和 年 月 日

1. 児童・生徒氏名 _____ 部 年 名前 _____

2. 病名 _____

3. 医師より出席停止の指示を受けた期間

令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日

上記のとおり届けます

保護者名 _____ 印 _____

(医療機関を受診し、医師が記入をする場合)

医療機関名 _____

医師名 _____ 印 _____

※登校開始日については、主治医の指示に従ってください。**※保護者の方が記入する場合は、受診を証明できるもの(薬の説明書のコピー等)を****一緒に提出してください。**（※医師が記入する場合は提出不要です）**※新型コロナウイルス感染症について**

児童生徒本人や、同居家族が検査を受けることとなった場合は、必ず学校に連絡をしてください。
個別に対応いたしますので、本用紙の提出は不要です。

表1. 学校において予防すべき感染症の種類と出席停止となる期間

病名	出席停止の基準
新型コロナウイルス感染症（※）	教育委員会の最新の通知や保健所の指示に従います。 (記載内容は変更される場合があります)
エボラ出血熱 クリミア・コンゴ出血熱 痘そう 南米出血熱 ペスト マールブルグ熱 ラッサ熱 ジフテリア 重症急性呼吸器症候群（SARS） 急性灰白髄炎（ポリオ） 鳥インフルエンザ（H5N1）	治癒するまで
インフルエンザ	発症後5日、かつ、解熱後2日が経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後3日を経過するまで
流行性耳下腺炎 (おたふくかぜ)	耳下腺、顎下腺または舌下腺の腫脹が発現した後5日間を経過し、かつ、全身状態が良好となるまで
風しん	発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱（プール熱）	主要症状が消失した後2日を経過するまで
結核	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
コレラ 細菌性赤痢 腸管出血性大腸菌感染症 腸チフス パラチフス 流行性角結膜炎 急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師が感染の恐れがないと認めるまで
<p><その他の感染症></p> <p>溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病、感染性胃腸炎（ノロウイルス、ロタウイルス）と診断されたときは、学校に連絡をしてください。</p>	